平成２２年（フ）第９４号
滋賀県蒲生郡日野町大字中在寺1178番地24
債務者　大槻　哲也
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１８３号
神戸市長田区片山町１丁目16番５号、従前の住所愛知県岡崎市材木町１丁目３番地１
債務者　和田　令子（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７３号
神戸市垂水区南多聞台７丁目３番101号
債務者　古川　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２３号
兵庫県西宮市泉町１番２―511号
債務者　山田　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５号
鳥取県倉吉市新田326番地12
債務者　井中　智和
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２１号
鳥取県倉吉市清谷70番地の１
債務者　引田　富雄
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２０７号
広島市安佐南区東野２丁目24番13―102号　Ａ棟
債務者　山村　健一
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４９号
広島市東区中山南２丁目３番13―８号
債務者　川本　　満
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８号
高知県吾川郡いの町小川柳野2393番地２
債務者　多田　勝教
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４０号
高知市大津乙869番地１　ビ・ウェル大津201号室
債務者　森田みち子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６４号
高知市神田292番地５　コーポラス・アミー205号
債務者　横山　俊夫
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４号
福岡県小郡市大崎792番地１
債務者　冨安　真美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１２１号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷1065番地
債務者　西　　峰子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３７号
福岡県うきは市吉井町若宮296番地１　佐藤アパート５号
債務者　古賀千加子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６８号
福岡市南区井尻３丁目17―36　ダイナコート新原401、住民票上の住所北九州市八幡西区本城３丁目25番26号
債務者　髙橋　良宗
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３２号
鹿児島県姶良市加治木町西別府397番地
債務者　桃木野　剛
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
北海道苫小牧市浜町２丁目１番６号
債務者　中塚　聰夫
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第７４号
北海道苫小牧市浜町２丁目１番６号
債務者　中塚恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部